

## 住所不明組合員の脱退手続きに関する公告

当組合定款の定めに基づき、住所不明組合員の脱退手続きについて公告いたします。

組合員本人から住所変更の届け出がなく、当組合所定の方法による調査によっても住所の確認ができない組合員のうち、長期にわたり住所が確認できていない組合員について、定款第10条の定めるところにより毎年5月31日をもって脱退とする手続きをおこなうこととしております。

今回、脱退手続きの対象となっていると思われる方は、組合員サービス課または各事務所（北上、釜石、青森または八戸）にお申し出いただき、住所変更の手続きをお願いいたします。

なお、今回お申し出がなく、脱退手続きをおこなった方であっても、脱退手続きをおこなった日（毎年5月31日）から2年以内にお申し出いただくことにより、ご住所の変更手続きをおこない、再度組合員に登録することといたします。

2016年4月1日  
消費者信用生活協同組合  
理事長 横 沢 善 夫

※住所変更手続きの際は、当組合各事務所窓口にて、ご本人確認書類（運転免許証または健康保険証）をご提示いただき、住所変更用紙にご記入・押印をお願いいたします。また、郵送での住所変更手続きも可能ですので、お問い合わせください。

【お申し出またはお問い合わせ先】受付時間は月～金曜（平日）午前9時～午後5時  
組合員サービス課（盛岡市南大通一丁目8番7号 Tel019-653-0001）  
北上事務所（北上市大通り一丁目3番1号 Tel：0197-61-0133）  
釜石事務所（釜石市中妻町一丁目4番20号 Tel：0193-23-2227）  
青森事務所（青森市安方一丁目3番5号 Tel017-752-6755）  
八戸事務所（八戸市八日町36番 Tel0178-20-8582）